

総論のご発言

- ① 民間の上場企業では2008年度から内部統制報告を行っており内部統制は常識である。「公務」が対応しないというのは通らない。
- ② アメリカやイギリスでは民間と公務は同一のガイドラインで運用されている。その意味で民間が採用した項目にはキャッチアップしておくべきである。
- ③ 今回、各地方公共団体から、あまりガイドラインを変えないでほしいという意見があったが、民間でも同じであった。

論点 I ① 「報告の信頼性」関係

- ④ 「報告」への変更は、企業情報において、株価への影響度が「財務報告」（財務諸表の数値）よりもサステナビリティ等の記述情報の方が圧倒的に高くなったことが背景にある。
- ⑤ 「報告」の改正は、「財務報告の信頼性」の確保を目的とする金融商品取引法の報告制度に影響を与えるものではないが、国際的に「報告」の概念が変化していることへの対応を行ったものである。
- ⑥ 4つの目的の部分は、自治体ガイドラインの趣旨に関わることであり、資料3中「財務事務」の方が良いという意見があったことも踏まえ、丁寧に扱う必要があるのではないか。
- ⑦ 自治体ガイドラインでは「財務報告等の信頼性の確保」はIの基本的枠組みで扱っており、そこだけ改正して、II以降には反映させずに、そこは各自治体にお任せするという案はあると思う。
- ⑧ 「財務報告」では対外的な財務報告を意識するが、民間ガイドラインの改正では「組織内及び組織の外部への報告の信頼性を確保」と、組織内・組織外へと広い概念で「報告」という言葉で定義している。
- ⑨ 民間ガイドラインの「財務報告」に倣って自治体ガイドラインもそう記述した。民間で変わった以上は自治体でも変えた方が趣旨にかなうのではないか。
- ⑩ 総務省の調査では非財務事務に内部統制を行っているのが一般的だった。長野県の発表でも財務報告よりも非財務の方にリスクが多くあったとのことであり、「報告」とする方が実態に合っているという印象を受けた。

第1回研究会における主なご発言 ②

論点 I ② 「記載の充実」 関係

【I ②ア：「リスク評価の対象には不正リスクを含むこと」の記載追加への対応】

- ① 民間では不正監査基準がとうにできており、内部統制評価で不正の発生可能性は当然評価している。
- ② 「不正」については、自治体としても誤謬やミスだけではなく不正の起こり得る可能性を考えて内部統制を構築すべきだ
という考えは同じではないか。

【I ②イ・ウ「システムが有効に機能することの重要性」「ITの委託業務の統制の重要性」の記載追加への対応】

- ③ 情報システム上で業務を行っている以上、その全般統制なりチェックが必要なのは当然である。
- ④ 地方公共団体の情報システム標準化の話が進められている。システムに合わせ内部統制を変えていくのか、内部統制に合わせたシステムを構築をするのかはあるが、内部統制を構築していくチャンスではないか。

論点 I ③ 「ガバナンス」 関係

- ⑤ 地方公共団体において、会社の取締役会に相当するのは議会であり、議会との関係をどう構築するかという点において、自治体ガイドラインでガバナンスに対応するのは難しい。
- ⑥ 議会との関係がある中で、長以外の執行機関の中におけるガバナンスの強化ということはある。
- ⑦ 監査委員との関係について、コミュニケーションを密にすべきということは書くことはできるのではないか。監査委員がどれだけコミットするかというのは、内部統制にとって非常に大きいこと。
- ⑧ 民間ガイドラインの改訂で重要なのは、上場企業コーポレートガバナンス・コード、即ちリスクマネジメントの考え方を取り入れたこと。リスクマネジメントについて、各組織で認識し、組織の大きさや状況に応じたリスクアプローチを取りなさいということは取り入れる議論はあってしかるべきだと思う。

論点Ⅱ⑤ 過年度の不備が発見された場合

【民間ガイドライン等による扱い】

- ① 内閣府令の改正※により、前年度に開示すべき重要な不備を当該年度の内部統制報告書に報告した場合には、(ア)「付記事項」として当該開示すべき重要な不備に対する是正状況を記載すること、(イ)訂正内部統制報告書に、①訂正の対象となる内部統制報告書の提出日、②訂正の理由、③訂正の箇所及び訂正の内容を記載し、内部統制が有効でなかったと変更する場合には重要な不備の内容等を記載することとなった。

※「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第62号)第11条の2②・③の新設、第一号様式(内部統制報告書様式)等(令和5年6月内閣府令第57号による改正・令和6年4月1日施行) ※次頁参照

- ② 内部統制監査は訂正内部統制報告書には行わない。監査はその時点の評価であり過去の誤りを監査するのは難しいからである。監査委員は当年度の内部統制報告書において重要な不備が見つかったので内部統制をどう変えたかの報告についてコミットしていくこととなる。

【適時の開示・訂正を求めるか】

- ③ 自治体の実際では、不適切な事務が発生すれば、報道発表し、記者会見し、議会で質疑が行われる。その意味で、内部統制報告書を訂正して議会に適時報告というより、それによらない報告や何らかの対応が求められるのが実情である。
- ④ 民間では財務報告の内部統制は財務諸表と両輪であり、即訂正するのが基本で翌年度の報告まで待たない。公務の場合は、マスコミ報道された場合は一般市民の関心であり、そのバランスでどこまで早く出すのかという議論はある。
- ⑤ 年度経過後の議会報告のタイミングでなく適時開示とすることも考えられるが、大きな改正としない場合は「過去の評価に誤りが把握された場合は、速やかに議会及び監査委員に報告することが考えられる」といった文言が考えられる。
- ⑥ 何かあれば議会に長が出席し、何らかの対応が行われ、さらに監査委員の対応や場合によっては住民訴訟に発展する中で、内部統制報告書の訂正を適時行うかをガイドラインに含める議論は別なのかなと思う。
- ⑦ 地方公共団体は議会報告のプロセスが入っている。次回の内部統制報告において報告するとして、速報的に議会・監査委員への報告でいいという考え方もできる。
- ⑧ 「重要度を考慮した上で、各自治体の判断で過年度の評価報告書を修正」は、現場的に非常に納得感がある。

【参照条文①】

財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令 (平成十九年内閣府令第六十二号) (抄)

※内部統制報告書の記載事項

※令和5年6月内閣府令第57号により、下線部分が改正されている（令和6年4月1日施行）

(内部統制報告書の記載事項)

第四条 内部統制報告書提出会社は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により内部統制報告書三通を作成し、法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書と併せて財務局長又は福岡財務支局長（第十条及び第十一条の二第一項において「財務局長等」という。）に提出しなければならない。

- 一 内国会社 第一号様式
- 二 外国会社 第二号様式

2 (略)

第一号様式

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第__項

【提出先】 _____財務(支)局長

【提出日】 _____年 _____月 _____日

【会社名】

【英訳名】

【代表者の役職氏名】(3)

【最高財務責任者の役職氏名】(4)

【本店の所在の場所】

【縦覧に供する場所】(5) 名称(所在地)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】(6)

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】(7)

3【評価結果に関する事項】(8)

4【付記事項】(9)

5【特機事項】(10)

(記載上の注意)

(1)~(8) 略]

(9) 付記事項

a・b[略]

c 当事業年度の直前事業年度に係る内部統制報告書に開示すべき重要な不備を記載している場合には、その是正状況

当事業年度の直前事業年度に係る内部統制報告書に開示すべき重要な不備を記載している場合において、当事業年度の末日までに当該開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置があるときは、その内容及び当該措置による当該開示すべき重要な不備の是正状況を記載すること。ただし、当該是正状況の記載内容が当該内部統制報告書に記載している事項又は当事業年度に係る内部統制報告書に記載する(8)cに掲げる事項と同一の内容となる場合には、これを記載しないことができる。

(10) [略]

【参照条文②】

財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令 (平成十九年内閣府令第六十二号) (抄)

※訂正内部統制報告書の記載事項

※令和5年6月内閣府令第57号により、下線部分が改正されている（令和6年4月1日施行）

（訂正内部統制報告書の提出等）

第十一条の二 第四条第一項の規定により財務局長等に提出した内部統制報告書に係る訂正報告書は、当該財務局長等に提出しなければならない。ただし、金融庁長官が法第二十四条の四の五第一項において準用する法第九条第一項及び第十条第一項の規定による訂正報告書の提出を命じた場合には、当該訂正報告書は、金融庁長官に提出するものとする。

2 前項の訂正報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 訂正の対象となる内部統制報告書の提出日

二 訂正の理由

三 訂正の箇所及び訂正の内容

3 前項第一号の訂正の対象となる内部統制報告書に財務報告に係る内部統制は有効である旨の記載がある場合において、第一項の訂正報告書に開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載するときは、前項第二号の訂正の理由は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 当該開示すべき重要な不備の内容

二 当該開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置がある場合には、当該措置の内容及び当該措置による当該開示すべき重要な不備の是正の状況

三 財務報告に係る内部統制の評価結果を訂正した経緯

四 当該訂正の対象となる内部統制報告書に当該開示すべき重要な不備の記載がない理由